

二、各中隊、各年級の爲めに分配する埠頭若くは棧橋等

### 三、世話係教師の配置位置

### 四、使用すべき解船の状態及其搭載人員等

### 五、本船に昇降すべき梯段

### 六、船室の如何

等を巡視し不同意の點あらば同行しつゝある前述の諸官と協議し、何處迄も行軍隊に危険なからん様、注意周到なるを期す可し。

乗船順序は其乗船動作の容易なる年長者より開始するを可とす、何となれば最も困難なる年少者は其動作に経験を得たる上に乗船せしめ得ると云ふ即ち経験を作り得るを以てなり。

其他は鐵道輸送第二章第一條に記載せると同様なり。

### 二、監督教官(指揮官)等の業務 附解船乗卸の注意

中隊長、小隊長及年級監督教官は自己の擔任隊を引率して其指示せられたる通路よ

り入港し、

世話係委員等の指示に従ひ其中隊に配當せられたる埠頭又は棧橋に至り、

此處に生徒を整列せしめ、解船に搭載し得る少限に近き數づゝ其生徒隊に分つべし。

行軍隊は軍隊等と異り對敵動作をなしつゝ急速に上船せしむることは不必要にして、夫れより生徒及團員の身上に危険を來たさざる様沈着し、順序正しく懇切に乗船の動作をなさしむ可し。

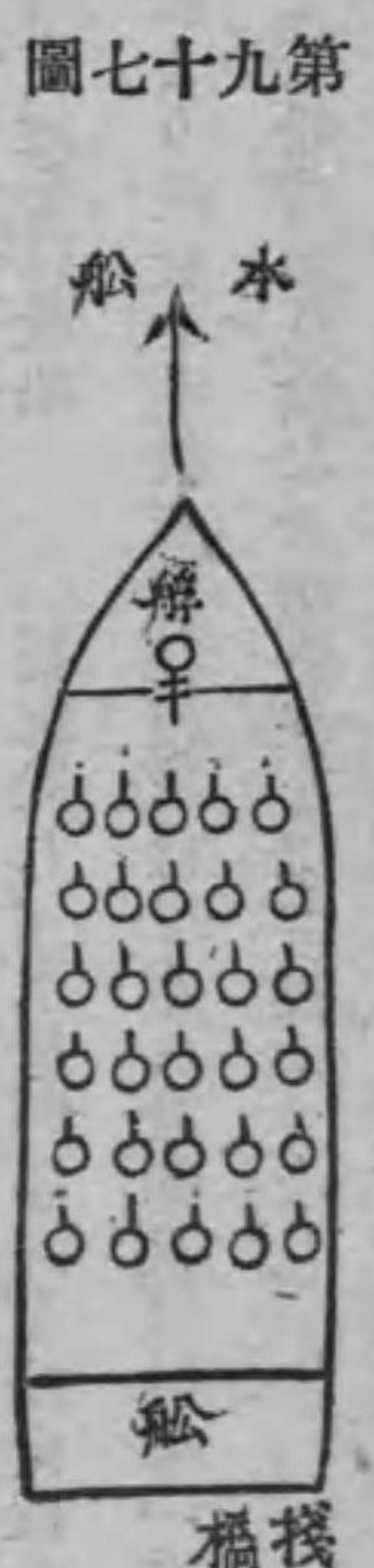
從て其搭載人員の如きも決して多からしむこと勿れ。

又萬一の時を顧慮して指揮官は勿論、總指揮官及準備委員は棧橋の附近及び本船昇降口附近に急救船を一二隻配置し、水練の達人を控え置かしむるを可とす。

解船より生徒を載卸及び往復には、常に教師又は幹部一名解船監督たらしめ責任を以て乗船中の危険なき様責任を以て操作すべし。

解船中にありては決して生徒をして喧嘩の動作をなさしむ可からず。

解船の一側に多數の生徒を偏載することなく平均に即ち



第九十七圖の如く生徒及團員を數列となし、悉く解船の進行方向即ち本船方向に面せしめ、可成座せしむるか、折敷せしむるか、蹲踞せしむるか等をなさしめて動搖せしむべからず。

又本船に上らんとするも解船一側等より上らしむることなく、最前列より乗船せしめ残部の生徒及團員も亦常に解船の平均を保たしむる如く配置することを勉む可し。

又少年生徒の如きは珍らしきことあらば此れを觀んとして解船の一側に寄らんとするものなるを以て、監督教師は此邊に充分注意するを要す。

次に軍隊の塔載容量に就ては武裝兵卒一人につき三噸の割合なり。

故に生徒及團員其年齢の如何により或は約一噸となり、或は約二噸附近とならん。

### 三、生徒及團員の心得

生徒及團員は右の件々に注意し、危険なき様各自豫防すべし。

一、中・小隊長又は監督教師の引率により乗船港に向はんとするや、其途中の行

軍に落伍せざる様即ち自己の隊を離れざる様注意すべし。

二、船暈の恐あるべしと思ふ生徒は、之れを豫防する寶丹、清心丹等の清涼薬、氣付け薬を準備するも可なり。

三、集合場にありては靜肅にして其後列たらんものはよく前列兵に重り教師の人員検査を容易なちしむべし。

五、都て船に乘下りする際、決して先きを争ふことなく、順序に靜肅に教師の指導に従て動作すべし。

四、解船に乘船又は本船に乗り移る時等、海中に武器装具等落失せざる様注意すべし。

六、解船内にありては教師の示す方向に面して座し、折敷け、又は蹲居し、決して動搖すべからず。

七、船内にありては決して一方に偏する様のことあるべからず、之れ覆船の原因となるものなればなり。

八、危険ありと見ば、直ちに監督教師に語を以て報告すべし。

九、解船にある際例令へ波濤高く自己の身邊に海水飛散するも、決して動搖して列中を噪かし又は解船の平均を失はしむること勿れ。

十、本船に移らば自己の場席を占領して、先づ武器装具等即ち自己身邊の整頓をなす可し。

其整頓の一例は執銃せば銃と劔とを座側に置き、背囊又は外套等之を結束して枕に充て、装具類は一纏となして枕邊に置くべし。

其他常に監督教師は勿論年長者並に船長船員等の指示を遵守すべし。

## 第三章 乗船中及途中上陸

### 一、總指揮官の業務

乗船中總指揮官は幹部生徒全隊をして乗船中の心得を嚴重に履行せしむべし、之れか爲め船内に於て一人の監督將校並に當番教師を割出し彼をして始終巡察せしむべし。

又醫官をして船量者の處置を研究せしめ、可成輕減せしむる様心掛くべし。

又總指揮官乗船數日に亘るときは船長と協議し、甲板上に一の運動場を定め、毎日少なくも一回歩行運動即ち成る可く軍歌等を用ひて爲さしむるを要す、之れが爲めには其場處の廣狹と人員の多少とに従ひ之を數班に區分し、時間を定め順序に運動せしむ、然る時は此船室の空虚なる機會を利用して之れを清掃せしむべき利益あります。

途中某港に到着し上陸せしむる時は、充分上陸時の心得上陸中の注意、歸船の時間

に遅れざること等、告示したる後上陸せしむべし。

又生徒及團員をして上陸せしめたる時は、歸船二三十分前に喇叭等を吹奏せしめ生徒に合図をなす可し。

然れども長時間の停船にあらざれば、可成途中上陸を許さるを可とす。

殊に小學生徒の如き年少の生徒に於ては尙更なり。

總指揮官も時々船内生徒の状態を巡視すべし。

其他は鐵道輸送第二章一と概ね同様なり。

## 二、監督教官(指揮官)等の業務

乗船中指揮官は時々自己の隊を巡察し、注意を與へ船量に苦めるものを看護し、又は同僚をして看護せしむ可し。

小學校生徒の如く年少生徒にありては、各幹部は生徒と同居し談話し注意し船量者を看護すべし。

## 三、生徒及團員の心得

生徒團員は乗船中右記乗船中の心得を遵守履行すべし。  
船中にて一般に服膺すべき要件

- 一、寸燐等の發火器を携帶せざること
- 二、喫煙、飲食、盥漱等は必ず指定の場所と時間とに於てし、又船内を汚穢ならしめざること
- 三、清水の使用を節約すること
- 四、船橋或は前櫓に上り舵室機關室及庖厨に入り、又羅針盤の一一周圍及階梯の近傍に佇立す可からず。
- 五、私に燈火を點し、又は所定の燈火を他に持ち行くべからず

其他生徒及團員は幹部の諸注意を嚴守するは勿論、船長船員の指示に従ひ船員等の動作を妨害せず。

常に火災及不潔な様全力を盡して注意することを要す。

左に清水使用量を参考として記さん

一日一人

二升五合

各兵飲用水は

水筒に二杯(約一升五合)

各兵盥嗽水は

一合

右は連日乗船しある兵卒一人の量なるを以て短時間乗船しある行軍隊等にありては右量以下なることを知る可し。

兎に角船中にあるものは清水を得ること困難にして之れを鄭重に取扱ふものなることを心掛くべし。

予海軍將校に聞く海軍にありては下士卒學術並に品行等の成績良好なるものには、慰勞として清水何合と切符を與ふる由、然するときは下士卒は早速其名譽なる清水にて洗濯に取りかゝるものなりと。如何に其清水の貴重なるか知るべきなり。

## 第四章 上陸時の處置

### 一、指揮官の業務

上陸點の陸地見えたる時又は適當なる時期に於て總指揮官又は中隊長等は各生徒及團員に上陸すべき旨を傳達するものとす。

此處に於て各室長各小隊長等は各生徒及團員をして服装器具を準へしめ號令一下直ちに下車し得る如く所要の準備を爲さしむ。

船舶上陸地に投錨する前輸送指揮官は必要なる命令を與へて上陸準備を爲さしむ可し。

此際生徒及團員は往々陸地を見んとして或は甲板上に上り、或は船窓等に集まり来るものなるを以て、充分之れを制して猥りに其位置を去ることを禁すべし。

船舶既に上陸地に投錨せば、總指揮官は可成速に其の會社長又は船主及び前に差遣しある上陸準備委員たる教師と會見し、其の上陸の順序方法開始の時刻等を規定し、投錨後直ちに所要の職員及使役者を上陸せしめ集合場の選定宿營の設備其他陸上に於ける諸準備を爲さしむ可し。

上陸の順序は通常乗船と反対に行ふものとす。

上陸の開始は早くも陸上準備整頓したる後に於て、是れ陸上の準備未だ整頓せざるに先きだちて上陸を開始するも結局に於て却つて遅緩となるべければなり、而して一旦之れを始むれば成る可く濛滯なく短時間に之れを畢ることを努むべし。總指揮官は上陸の準備整ひたるの報告を受くるや、

中隊長又は監督教官等を集合上陸に關する命令を與ふ。

其方法は乗船の際と略ぼ同様なり。

要は只上陸せんとして一氣に急を喜び、狼狽して危険を釀出せざる様注意するを肝要とす。

各中隊長又は監督教師は自己の擔任團隊上陸せば總指揮官より前に指示されたる集合場に向ひ引率し、決して棧橋又は埠頭に久しく駐止し、後續隊の上陸を妨害せざることに注意すべし。

總指揮官は生徒隊上陸を始むるや、之れを監督すると同時に爾後の處置即ち其地に

宿營すべきや。

更に行軍(徒步)を爲すべきやにつき準備計畫するを要す。

## 二、生徒及團員の心得

- 一、生徒は上陸を珍となし喜びの余り狼狽して危険事なき様各自注意すること
- 二、上陸時も乗船途中の注意事項と大差なし
- 三、充分解船の乗降等に注意を要す
- 四、武器装具等船内に忘失せざることに注意すべし
- 五、各指揮官は勿論、船員の指示に従ひ静肅に行動すべし

兵式教練及野外演習

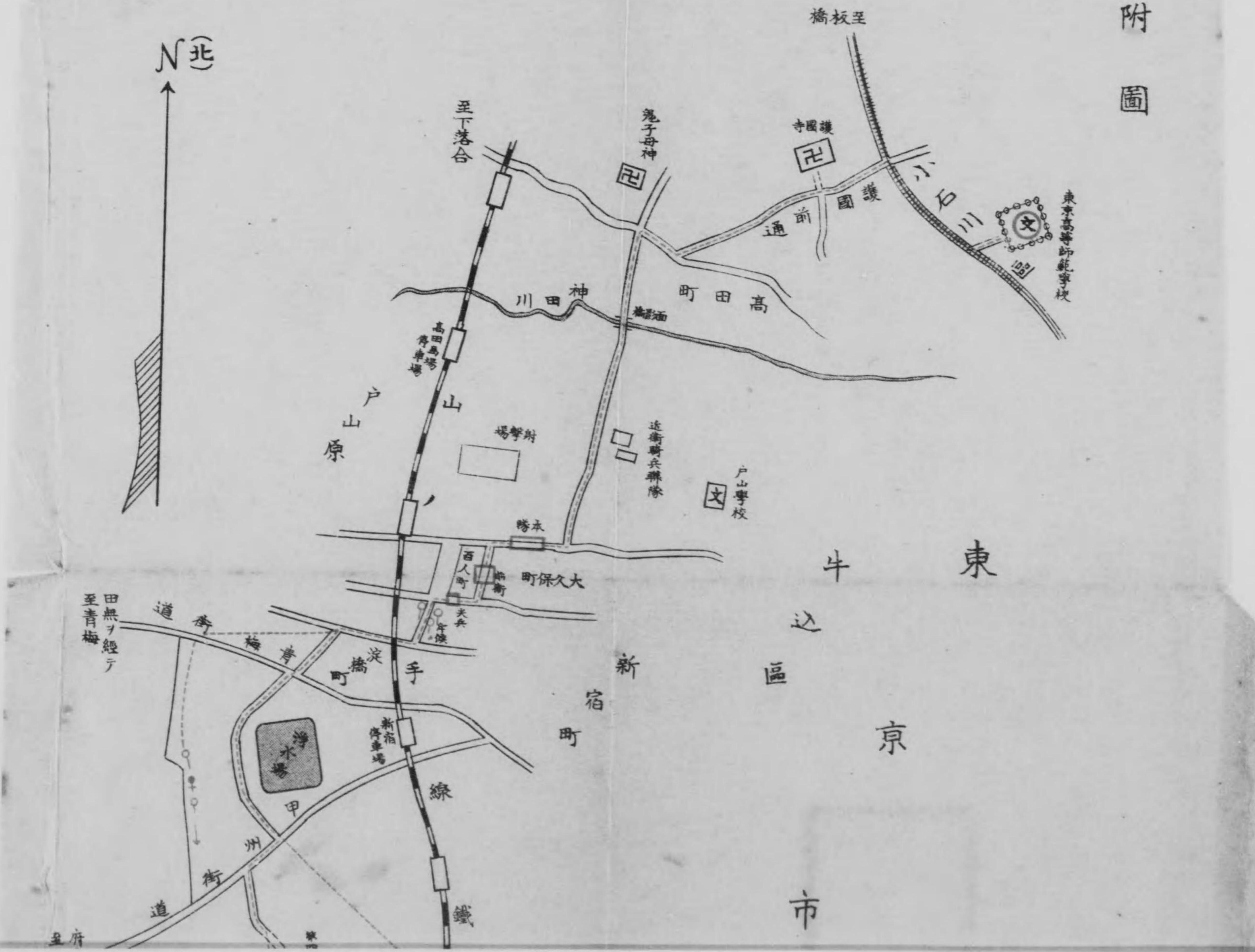
五七六

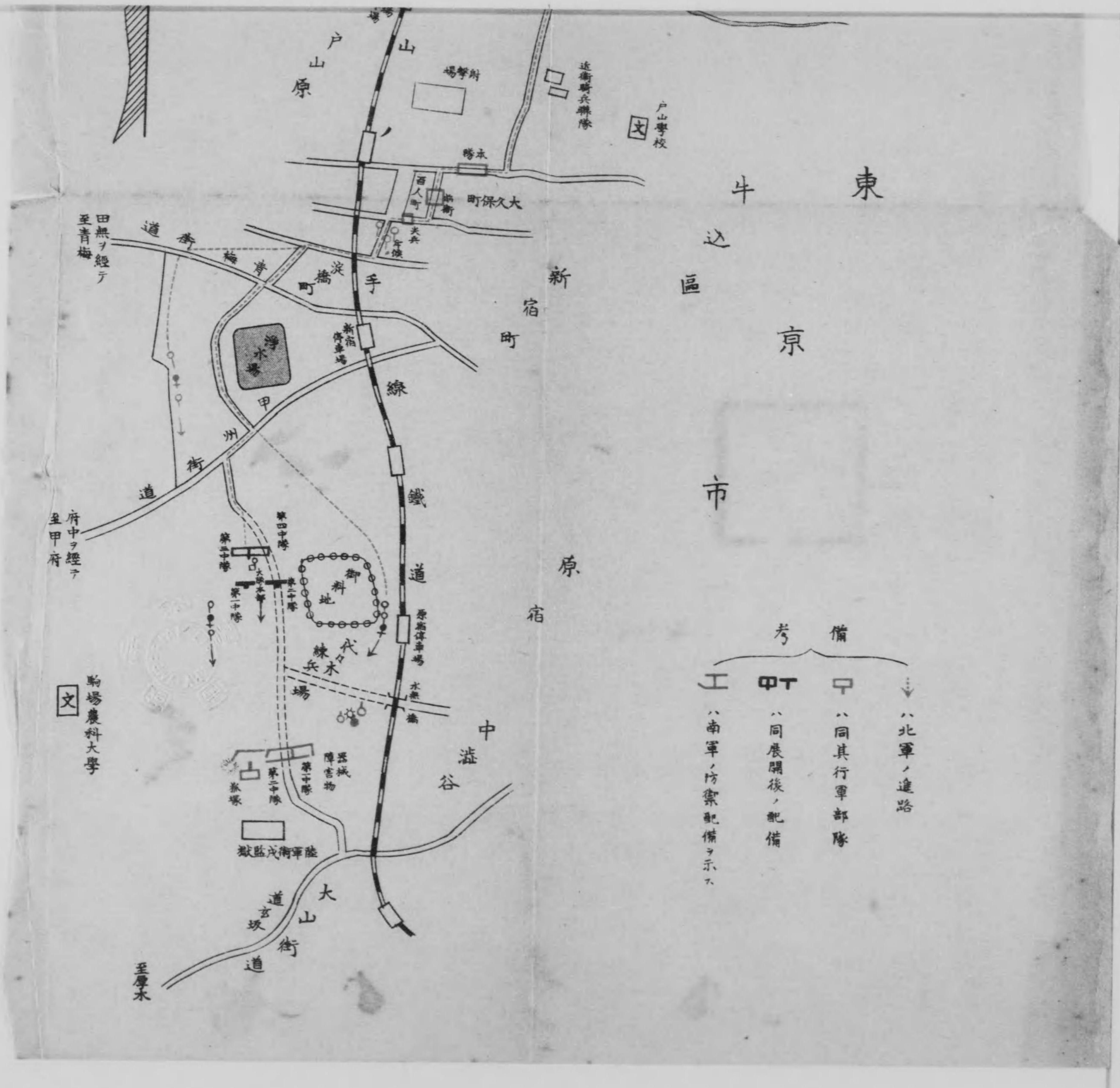
少年學年團校

兵式教練及野外演習 終

圖要習演外野隊大徒生校學範師等高京東

附圖





發行所

東京市日本橋區本町三丁目  
振替貯金口座東京二四〇番

博文館



錢十五圓壹價正

大正六年七月  
大正六年七月  
**廿九**日印刷  
發行

著者

河原橘彌

青少年圖書兵式教練及野外演習

東京市日本橋區本町三丁目八番地

大橋新太郎

高橋季吉

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所

博文館印刷所

# 社會的國民教育

一名『青年義勇團』

定價金三十錢  
紙數約百五十頁  
郵稅四錢

陸軍中將

# 田中義一閣下著

田中中將の自序に曰く『予が曩に歐米を巡視した際に、最も痛切に感じた事の一は、各國が殆んど申合せた様に、青年の社會的教育に努力せる事であつた。彼の英國の少年斥候隊を初めとし、獨、露、佛、米、其他の諸國が、盛んに青年の教育に熱中しつゝあるの一事は、特に予が注目を禁じ能はざる所であつた。言ふ迄もなく國家興隆の第一要素は人である。國家百年の長計を思ふ者が、先づ將來國家の運命を背負つて立つべき青年の教育に向つて力を注ぐといふことは、素より當然の順序であらねばならぬ、然るに翻つて我國の現状を顧みるに、この大切な青年の社會的教育といふことが、案外にも等閑に附せられてゐるかの觀がある。—青年に對する社會的教育事業の發達を圖るのは、現下的一大急務であると信ずる、曩に予は二三地方有志の希望に依り、上司の許可を得て青年教育に關する卑見を口演した事がある、本書はこれが要旨を摘錄したもので大體の趣旨は盡した積りである。微々たる小冊子、幸に青年教育に對して多少にても資する所があらぬならば、本裏の通りである。

# 博文館發行

授教學大國帝都京

著君直重西小

博士文學

# 學・校

全一冊

正價壹圓五拾錢

小包料  
十二錢

東京

博

文

館

本書は著者が歐米留學中に研究せる最新の智識によりて、本邦教育界の缺陷を補はんと企てたるものにして、心理上及教育上の事項に關する豊富なる實驗的材料により、極めて實際的に論述し、健全なる國家的教育理想の下に筋肉運動主義の新教風を建設し、以て堅實勤勉剛壯有爲の國民を養成せんことを努む。初等といはず高等といはず、苟くも普通教育に於ける世界最新の知識を求むるもの、教育上の實際的改善を望むもの、社會風數の改良に志すものゝ必讀すべき大著なり。

教育界に於ける世界最新の智識

教育原理 東京外國語學校教授 尺秀三郎君譯

最新教育學 中村寅松君編 文學士

教育學 熊谷五郎君編 文學士

西洋教育史 中野禮四郎君著 文學士

兒童心理學 松本幸次郎君著 文學士

近世心理學 德谷豐之助君編 文學士

種二本製貰○二三各裝洋判菊

十銭錢五十六各  
八銭錢十五各

(五)

町本文博館 京東

文學士久保良英君著

文學士宇井伯壽君著

參論理學

參心理學

菊判洋裝美本紙數五二〇頁

菊判洋裝美本紙數五二〇頁

價正一圓四十錢

價正一圓四十錢

十二包  
十二包

第二編 緒論—心理學の定義と對照、任務と位置、研究法、心とは何ぞや、心と身體、神經系統意識の根本機能、心的傾向

第三編 知—感覺と知覺||感覺の起源、屬性、痛覺と溫度感覚、觸覺、視覺、聽覺、味覺、嗅覺||表象種類、經過、聯合經過、統合經過、記憶、想像、相似||恩惟と言語||超原と發達、概念、斷定、推理、思惟と認知、觀、時間と空間、事物と實體、因果律と存在

第四編 情—感情の性質、表現、情緒の分類、個人的、家族的、愛國心、道德的、宗教的、美的、知的、氣質、情と知

第五編 意—意志の性質、運動の種類、衝動と本能、熱情と希望、執意、人格と個性、意志の自由、自己意識と自我意識、品性

第六編 餘論—睡眠と夢、人格轉換と催眠、幻覺と錯覺、言語障礙精神病、兒童之心、附錄六項||索引

論理學は凡ての學術研究に入る準備として缺くべからざる學科なるを以て、苟も科學的研究に指を染めむとする士は必らず一度此關門を通過せざる可らず。本書は物理學の一班を紹介し更に進んで深く根本的研究に入る道を開けるもの、殊に東洋倫理學即ち印度に於ける因明を説いて西洋倫理學より見て其特色を明にし、兩々相對して彼我の長所短所を摘抉し互に相補ふべきものあるを明にせり、讀者若し本書に依らば學術研究の準備を得ると共に東洋論理學の智識をも併せ得べし。

著君一彌口田 士學法

に小學校教科書  
に表はれたる

# 法制經濟の教授

全一冊菊判洋裝頃美本  
索引附、紙數三二〇頁

定價金九十錢

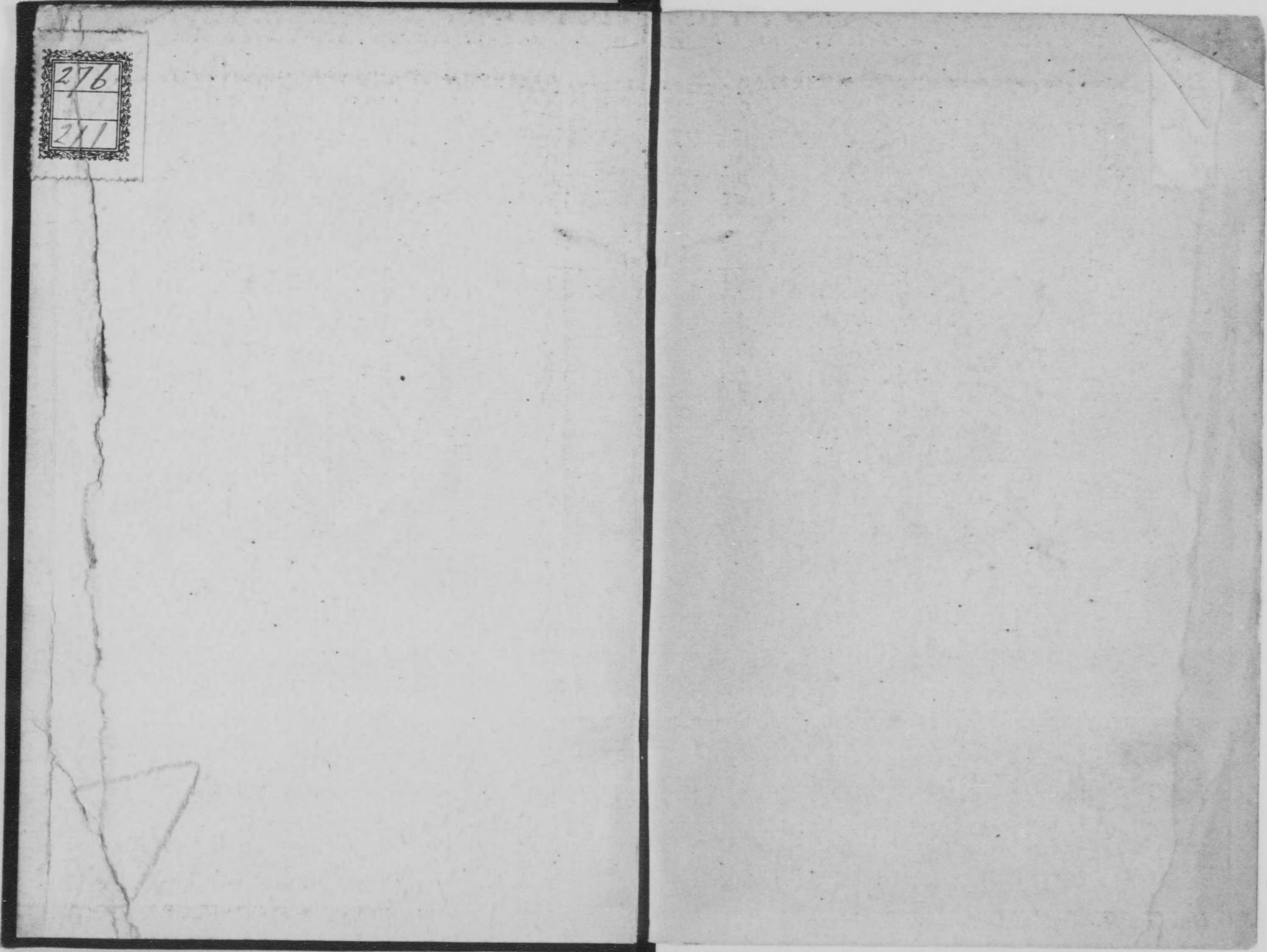
郵 稅 金 八 錢  
交務(修、高、三)廿三、保  
業(修、高、三)廿四、產  
易(讀、尋、二)廿五、道  
德(讀、高、四)廿六、外  
交(讀、高、四)廿七、銀  
行(讀、高、三)廿八、生  
絲(讀、高、三)廿九、國  
家(讀、高、三)三十、法  
人(讀、高、三)

目次概要

一、國民の公務(修、尋、二)	八、皇
二、國家(修、高、一)	九、臣
三、國體の精華(類修、高、一)	十、憲
四、國體の精華(修、高、二)	十一、地方團體(修、高、三)
五、國憲國法(修、高、二)	十二、家庭(修、高、三)
六、國憲國法(修、高、二)	十三、親族(修、高、三)
七、國憲國法(修、高、二)	十四、權利義務(修、高、三)
八、國憲國法(修、高、二)	廿一、租
九、國憲國法(修、高、二)	廿二、會
十、國憲國法(修、高、二)	廿三、稅

名譽職とは名譽ある職の義だ。官廳とは役所の事だといふ風の推測的解釋を下して児童を諂り引いて世を謬る小學教員が少くない！斯くの如きは其の教員の教學不充分なるに某くは言ふ迄もないが、法律經濟の研究の困難なるに基く所もあれば多少同情を寄せねばならぬ、本書の成る、全く此の誤謬を排除せんが爲めにして、各教材に就いて懇切なる説明を與へ、教員諸君の此研究に長時間を費す事からしめん事を期せり、若し夫れ本書を顧みずして法制經濟の教授に誤謬をなすことあらば何等同情の寄すべきなく、世は鼓を敲いて大いに其教員を責めねばならぬ。

館 文 博 京 東 本 町



終

